

30生消企第318号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について  
諮問する。

平成30年11月 6日

東京都知事 小池 百合子

記

成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために  
都が進めるべき消費者教育について

## 諮 問 事 項

「成年年齢引下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために都が進めるべき消費者教育について」

## 諮 問 の 趣 旨

都では、「東京都消費生活基本計画」に基づき、都民の消費生活の安全・安心の確保に向けた取組を進めている。

しかし、悪質商法をはじめとする消費者被害は、未だ後を絶たない。

都内の消費生活センターに寄せられる若年者からの相談件数は、平成29（2017）年度には、約14,000件寄せられているが、20歳未満と20代からの相談件数には大きな差が生じている。これは、民法の未成年者取消権が抑止力として機能していることが一つの要因として考えられる。

今般の民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられると、新たに成人となる18歳及び19歳には未成年者取消権が適用されなくなる。そのため、今後、当該年齢を中心に若年者の消費者被害が増えるおそれがある。

国においては、関連法の整備を進めるほか、若年者の消費者被害を防止するための実践的な消費者教育の実施を喫緊の課題として捉え、関係省庁の連携による取組が進められている。

こうした動きを踏まえ、今後、若年者を消費者被害から防止するために都が進めるべき消費者教育について諮問するものである。